

(一社)新潟県サッカー協会・旅費規程

第1条(適用)

この規程は、(一社)新潟県サッカー協会関係者、大会運営協力者が会議・研修会、大会等の旅費・日当等について定めたものである。

第2条(旅費の区分)

旅費は日帰り旅費、宿泊旅費および特別旅費の3種類とし、その定義は以下のとおりとする。

1. 日帰り旅費

原則として勤務地または自宅より離れた場所への旅費とし、宿泊を必要としないもの。
ただし、会合等の時間が時間外となる場合は勤務地であっても対象とする。

2. 宿泊旅費

原則として勤務地より片道120km以上の旅費とし、宿泊を必要とするもの。

3. 特別旅費

教育・研修のための旅費とし、1週間以上の滞在を必要とするもの。

第3条(旅費の定義)

旅費とは以下の各号のものをいう。

1. 交通費・車両費
2. 日当
3. 宿泊費

第4条(交通費・車両費、日当、宿泊料)

1. 交通費はJR・バス・船運賃の実費とし、新幹線、特急のある路線はその利用を認める。
また、船運賃はカーフェリーを原則とするが、時間との関連でジェットフォイルを利用する場合は責任者の承認を得る。
2. 車両費は原則として県内は旅費基準表を適用する。
 - (1)旅費基準表によらない場合、実走キロ数はネット上のマップル等による基準値を適用し、車両のいかに係らず0~20kmは1,000円、21km以降1km単価50円として計算する。
 - (2)100km以上および時間との関連で高速を使用する場合は、大会責任者の了解を得、それを証明するものを添付する。
3. 日当は原則として謝金基準表を適用する。
4. 宿泊費は原則として実費とし、それを証明するものを添付する。

第5条(特別旅費)

特別旅費は教育・研修等のため命ぜられた場合に適用する。

- (1)交通費は第4条に準じて支給する。
- (2)日当は個別に宿泊を必要とする場合に限り第4条に準じて支給する。

(3) 宿泊料は教育・研修費に含まれていない場合に限り第4条に準じて支給する。

第6条（出張の経路等）

出張の経路とその利用交通機関は、経済性を重視して選ぶことを原則とする。ただし、特別の理由がある場合はこの限りでないが、事前に責任者の承認を得るものとする。

第7条（関係協会、団体等の会合のための旅費）

関係協会、団体等の会合または教育・研修等のための旅費は以下のとおりとする。

1. 交通費は第4条に準じて支給する。ただし、先方負担分については支給しない。
2. 日当・宿泊は第4条に準じて支給する。ただし、先方負担分については支給しない。

第8条（長期滞在旅費）

同一地に1週間以上滞在する場合は、その日数により減額支給とし別途協議する。

第9条（海外旅費）

海外旅費の取り扱いは、別途協議して支給する。

第10条（その他の費用の取り扱い）

やむを得ずタクシー等を利用した場合あるいは用務のために要した通信費、運搬費等については請求により実費を支給する

第12条（旅費手続）

出張をする場合はあらかじめ所属長に提出し了承を得なければならない。

第13条（報告および精算）

報告および旅費の精算は、証憑書類を提出し精算しなければならない。

第14条（その他）

本規程で処理できない場合は、その都度協議して処理する。

付 則

この規則は平成24年4月1日から施行する。

平成25年4月1日改訂。